## 各府省の復興施策の取組状況の取りまとめ-公共インフラ以外の復興施策-

復興施策	担当 <b>省</b> 庁 	これまでの取組状況	当面(今年度中)の取組	予算措置状況	期待される効果・ 達成すべき目標				
(2)地域における幕	2)地域における暮らしの再生								
①地域の支え	合い								
東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業	内閣府	○ 被災3県(岩手県、宮城県及び福島県)並びに地元NPO及び全国の女性支援団体と協力して、被災地における女性の悩み・暴力に関する臨時相談窓口を設置し、被災地において女性が安心して利用できるサービスを収23年5月から岩手県で、同年9月から宮城県で、平成24年2月から福島県で提供した。○ 平成29年度は、被災3県において面接相談を実施し、県外避難者の多い福島県においては、フリーダイヤルによる電話相談も実施した。また、被災3県の行政機関が、女性の悩み相談に適切に対応できるようにするとともに、地元行政機関の相談機能を回復するための研修を実施した。○ 平成30年度は、福島県において、電話相談、「の大がイザー派遣、研修を実施した。 ○ 中成30年度は、引き続き、福島県において、電話相談、「の大がイザー派遣、研修を実施した。 ○ 令和元年度は、引き続き、福島県において、電話相談、面接相談、グループ活動を実施した。また、福島県の行政機関等に対し、アドバイザー派遣、研修を実施した。○ 平成23年度から令和元年度末までの相談受理件数は、総計20,580件(うち電話相談18,041件、面接相談15,539件)であった。	○ 県外避難者の多い福島県について、引き続き電話相談、面接相談等を実施する。 ○ 福島県において、地元行政機関の相談機能の向上に資する研修及びアドバイザー派遣を実施する。	な経費	○ 東日本大震災被災地において、女性が安心して相談でもとれてを提供すること等のとともに、地元に起いることが、に対していることが自立している。 ○ 相談事業のため、定量を対している。 ○ 相談事業のため、定量を対している。 ○ 相談事業のとはは、本事業ののため、定量を対している。 ○ 相談事業について移行するとを目標としている。				

(iv 関連) 犯罪の抑止・検挙に 向けた取組

警察庁

## (警察官の増員)

- 〇 復旧・復興過程における治安事象の変化及び警察事 務の増大に的確に対処するため、平成23年度補正予算 (第3号)により、岩手県、宮城県及び福島県(被災3県) の警察官計750人の増員を措置した。平成24年度以降も |被災3県への警察官の増員を継続してきたところ、岩手| |県及び宮城県への増員にあっては平成28年度末で解消 した。
  - 平成24年度: 増員数750人
  - 平成25年度:増員数540人
  - 平成26年度:増員数450人
  - 平成27年度:増員数360人
  - 平成28年度:増員数290人
  - 平成29年度: 增員数192人
  - 平成30年度: 増員数170人
  - 平成31年度: 増員数151人

(警察施設の復旧・整備)

- |○ 被災地における警察署の修繕、交番・駐在所の建て 替えに係る補助金を交付し、被災県警察において復旧事 業を実施している。令和元年度においては、警察署1か 所、駐在所1か所、警察官待機宿舎等4か所の建て替え |等に要する経費を措置しており、当該経費に係る補助金 を交付し、被災県警察において復旧事業を実施した。 |(治安に対する不安の解消及び犯罪の抑止・検挙に向け |た取組)
- 被災地の犯罪取締り機能の回復・維持のため、特別 |機動捜査派遣部隊を派遣した(平成24年7月まで)。
- 震災便乗詐欺、悪質商法等に係る関連情報の収集、 取締りの徹底、被害防止のための広報啓発活動及び犯 | 罪利用口座凍結のための金融機関への情報提供を実施 しており、令和元年度においても引き続き、震災便乗詐欺 |に係る関連情報の収集等を実施した。
- 復旧・復興関連の公共事業をめぐる各種不正に係る |情報の収集・分析を実施しており、令和元年度においても |引き続き、当該取組を実施した。
- 〇避難所等におけるチラシの配布等による防犯情報の提 |供や女性警察官等による相談受理活動を実施した。 令和元年度においては、仮設住宅等への訪問活動を実 |施し、防犯情報の提供等を行った。

(交通安全施設等の復旧)

【再掲 5(1)(1)( ii )】

(警察官による交通整理)

○ 信号機が滅灯した主要交差点等において、警察官に よる交通整理を行った。

(警察官の増員)

〇 令和2年度においては、福 島県に対する警察官の増員を |継続する(令和2年度:増員数 137人)。

(警察施設の復旧・整備)

- 〇 令和2年度東日本大震災 復興特別会計において、警察 署等の建て替えに要する経費 を措置しており、当該経費に係 会)】 る補助金を交付し、被災県警察・交通安全施設等 において復旧事業を実施する。 (治安に対する不安の解消及 び犯罪の抑止・検挙に向けた 取組)
- 引き続き、仮設住宅等への 訪問活動を継続し、防犯情報 |の提供等を実施する。
- 〇 被災地の状況に応じつつ、 各種活動に有効な装備資機材 【令和2年度予算 を整備するとともに、「治安に対1(復興特会)】 する不安の解消及び犯罪の抑 止・検挙に向けた取組」を引き |続き実施する。
- (交通安全施設等の復旧) 【再掲 5(1)(1)(ii)】

警察施設の復 旧•整備 572百万円【令和2 年度予算(復興特

整備事業に要する 経費 21,504百万 円の内数【令和2年 度予算(一般会 計)】

•交通安全施設等 整備事業に要する 経費 556百万円 (警察官の増員)

居住制限区域等における パトロール機能の強化を図り、 犯罪を抑止・検挙するとともに、 被災者の治安に対する不安を 解消する。

(警察施設の復旧・整備)

- 警察施設の復旧・整備を図 り、警察活動の基盤を整えるこ とにより、犯罪の抑止・検挙に 向けた取組を推進し、被災地の 治安の確保を実現する。 (治安に対する不安の解消及び 犯罪の抑止・検挙に向けた取 組)
- 〇 被災地や避難先における 犯罪被害の防止等を図るととも に、被災者の治安に対する不 安を解消することにより、被災 者が復旧・復興に専念できる基 盤を確立する。

(交通安全施設等の整備)

○ 被災地における安全・安心 な交通環境を確保する。

(iv 関連) 東日本大震災による 被災地への専門家 派遣	消費者庁	〇 平成23年5月より、地元自治体からの要請等、地元 ニーズを踏まえつつ、被災地における相談窓口に各分野 の専門家(弁護士、司法書士、行政書士、税理士、建築 士、土地家屋調査士、社会保険労務士、社会福祉士、 ファイナンシャルプランナー)を派遣し、被災者の方々の 生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構 築に対する支援を行ってきた。	〇 専門家を派遣している自治 体に対し、財政的支援を行う。	·地方消費者行政 推進交付金 374百 万円【復興特会】 (令和2年度予算)	〇 生活再建を図る上で必要となる総合的な相談体制の構築を支援することで、被災地の安全・安心の確保に向けて、その一助となるよう取組を進める。
(iii 関連) 情報通信技術の活 用を含めた環境整備 について ※(3)①(iv)(ハ)に も再掲	総務省	〇情報通信技術を活用した医療・健康情報の電子化・ネットワーク化を進める観点から、医療機関等が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に流通させるための医療情報連携基盤(EHR)の構築に向けた実証を実施。平成24年度は被災地を含む5地域にて実証を行い、被災地におけるEHRの構築を促進するため、事業成果の取りまとめを実施。※EHR(Electronic Health Record):医療・健康情報(診療情報・健診情報等)を電子的に管理・活用できる仕組み。 〇併せて、被災地域の医療圏において、医療機関等の保有する患者・住民の医療健康情報を、クラウド技術を活用して、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するためのEHRの構築に対し、財政的支援を実施(東北地域医療情報連携基盤構築事業)。平成27年度、集中復興期間までに、岩手県、宮城県及び福島県において7件の整備事業が完了。宮城県及び福島県では県内全域、岩手県においては沿岸域を中心とした地域において医療介護分野で使用される情報を保管、共有できるための環境を実現。	平成27年度で事業終了		平成27年度で事業終了

(iv 関連) 震災に伴う人権擁護 活動の充実強化	法務省	震災に伴って生起する様々な人権問題(原発事故に伴う風評に基づく差別的取扱い,いじめ等)について対処するとともに,新たな人権侵害の発生を防止するため,人権教室の実施,シンポジウムの開催,ホームページにおけるメッセージの掲載,チラシの配布・ポスターの掲示等の人権啓発活動を実施したほか,避難所,仮設住宅等を訪問するなどして,被災者の心のケアを含めた人権相談に応じている。令和元年度に札幌市において開催した震災と人権をテーマとしたシンポジウムには、151名が参加した。また,令和元年12月31日までに,全国892か所で,延べ9,095回特設相談所を開設し,東日本大震災に関連するものを含む人権相談を受け付けた。	生することが予想される。 そこで、人権教室等の各種 人権啓発活動を継続して行うと ともに、被災地や避難先を含む 全国各地で特設相談所を開設 して東日本大震災に関連する	・震災に関する人権 シンポジウムの開催(R2当初) 2百万円【一般会 計】 ・人権擁護活動の 充実強化(R2当初) 11百万円【一般会 計】	各種の人権と言いる。 を発活する理解を を発活するの人権侵害を を表示して、 を未然には、 を未然には、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を表示して、 を、まに、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で、 で
---------------------------------	-----	--	--	---	---

(iv 関連) 被災地における再犯 防止に向けた取組	法務省	被災地における再犯の防止及び被災時の保護観察等の 業務継続体制の強化のため、以下の取組を実施 ① 被災地に保護観察官の活動拠点を設置するなどして 保護観察官が保護観察等を直接実施するための応急的 な体制を整備し、保護観察処遇体制を再構築した上、被災 地において保護観察官の直接担当による保護観察等を 実施した。 ② 被災地における刑務所出所者等の再犯防止に向け、 就労先確保や職場定着を支援(就労支援を実施した722	〇 被災地において、これまでに 引き続き、保護観察官の直接担 当による保護観察等を実施す るとともに、保護司活動の拠点 (更生保護拠点の設置は平成2 8年度までで終了。)となる更生 保護サポートセンターを設置し て、保護司活動に必要な支援等 を実施。 〇 引き続き、被災地における刑	就労支援対策強化	〇 被災地における保護観察等の実施体制を維持するものであり、定量的な目標の設定は困難であるが、これを適切に実施することにより、再犯を防止する効果が期待できる。
( v 関連) 矯正職員による被災 地支援	法務省	〇 被災地からの要請に基づき、平成23年度末までの間、矯正職員を被災地に派遣し、①避難所の運営等支援や収容環境の整備、移送・収容業務等、②地域住民等への心理相談や少年鑑別所における一般相談、③児童及び保護者に対する児童精神医学上のケアを継続的に実施した。また、補正予算成立に伴い、被災地の需要を調査・調整した上で、刑務作業を活用し、仮設住宅に必要な生活備品を製作・提供した。なお、避難所支援・矯正施設応援等については、16回、心理相談活動等については59回、児童精神医学上ケアについては46回実施した。仮設住宅生活備品については7、440台を援助した。	<ul><li>〇 心理的支援を必要とする少年鑑別所在所者等に対して、少年鑑別所の心理技官による心理的支援を実施する。</li></ul>		〇 少年鑑別所の心理技官に よる少年鑑別所在所者等への 心理的支援を適切かつ効果的 に行える。

( v 関連) 幼稚園等の複合化・ 多機能化	文部科学 省	〇 平成23年度第3次補正予算において、東日本大震災で被災した幼稚園・保育所が、被災地のニーズ等を踏まえ、幼保一体化施設(認定こども園)としての機能を備えて再開できるよう支援するための経費を措置する(1,810百万円、安心こども基金の積み増し(文部科学省分))とともに、安心こども基金の期限を平成24年度まで延長した。〇 復興交付金、福島再生加速化交付金には、対象事業に、「幼稚園等の複合化・多機能化推進事業」を計上しており、上記「被災幼稚園等の幼保一体化施設(認定こども園)としての再開支援」と同様の事業を市町村等の復興計画等に基づいて実施できるよう対象事業とした。(※復興交付金、福島再生加速化交付金の事業として採択実績有り。)	〇令和元年度までに事業が完了していない幼稚園等について、継続して事業を行う。		〇被災地域の実情に応じた幼稚園・保育所の復旧・復興が実現し、子どもと子育て家庭に良質な成育環境が保障される。
( v 関連) 学校施設と福祉施設 等との一体的整備		〇 平成23年7月に取りまとめた「東日本大震災の被害を踏まえた学校施設の整備について」緊急提言において、学校施設と福祉施設・社会教育施設等との一体的整備といった、地域の拠点として学校を活用するための方策などを示した。 〇 平成26年3月に「災害に強い学校施設の在り方について~津波対策及び避難所としての防災機能の強化~」を取りまとめ、学校施設の計画・設計上の留意点等を示した。 〇 平成27年度より毎年、先進的な取組事例についての紹介や有識者による講演行政説明等を行うセミナーを開催している。	〇 セミナー等を通じ、普及啓	_	〇 被災地の復旧・復興及び全国の学校施設の安全性・防災機能の強化を進める上での参考となるよう、大震災の被害を踏まえた学校施設の整備方策等について取りまとめ、周知することを目的としている。

			○ 被災地の仮設住宅における高齢者等の安心した日常生活を支えるため、地域支え合い体制づくり事業により、総合相談、居宅介護サービス、生活支援サービス、地域交流など総合的な機能を有する拠点として、「介護等のサポート拠点」を整備してきた。 ○ 災害復旧費等を活用し、施設の復旧を進めてきた。 ○ 災害復旧費等を活用し、施設の復旧を進めてきた。 ○ 避難所等への介護サービスの提供や他施設への受入れ等により、介護サービス提供体制を確保してきた。 ○ 被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員を派遣してきた。 ○ 市町村による介護保険料や利用者負担等の免除措置等に対する国からの財政支援を行った。 (実績) ・老人福祉施設等の復旧 自治体からの協議件数999件のうち、991件が復旧済み
--	--	--	--

○ サポート拠点を始めとした 被災者生活支援に係る取組に 対して、仮設住宅サポート拠点 運営事業により、引き続き財政 支援する。

〇 地域全体の被災状況や復興計画等を勘案し、災害復旧費等を活用しながら、施設の早急な復旧を推進する。

○ 各地域の地域包括ケア体制づくりに向けた具体的な取組を、市町村の復興計画に基づく具体の実施計画に織り込むことを支援する。

〇 帰還困難区域等(※1)、上 位所得層(※2)を除く旧避難指 示区域等(※3)及び令和元年 度中に新たに区域指定が解除 となる旧居住制限区域等(※ 4)の住民の方については、介 護保険料や利用者負担の免政 護保険料や利用者負担の免政 持置等に対する国からの財政 支援を1年間延長する(※5)。 支援を1年間延長する(※5)。 また、上記以外の被災した住民 の方については、既存の特別 調整交付金の仕組みを活用 数【後

し、国からの財政支援を継続する。

(※1)①帰還困難区域、②居住制限区域、③避難指示解除準備区域の3つの区域をいう。

(※2)被保険者個人の合計所得金額633万円以上を基準とする。

・ (※3)以下の4つの区域等をいう。

(a) 平成25年度以前に指定が解除された旧緊急時避難 準備区域等(特定避難勧奨地点を含む)

(b)平成26年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部及び南相馬市の特定避難勧奨地点)

(c)平成27年度に指定が解除された旧避難指示解除準備区域(楢葉町の一部)

(d) 平成28年度及び平成29年4月1日指定が解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一部)

※4)以下の2つの区域等をいう。

a)平成31年4月10日に指定が解除された旧居住制限 区域等(大熊町の旧居住制限区域及び旧避難指示解 徐準備区域)

(b) 令和2年3月に指定が解除された旧避難指示解除準備区域等(双葉町の旧避難指示解除準備区域及び双葉町、大熊町、富岡町の一部の帰還困難区域) (※5) 令和元年度に解除された区域の上位所得層は、令和2年10月から財政支援の対象外とする。 ·介護保険制度の 利用者負担減免等 の特別措置2,170百 万円【復興特会】

・被災者支援総合 交付金(仮設住宅 サポート拠点運営 事業)

15,500百万円の内 数【復興特会】 ○ 高齢者が地域で自立した生活を営めるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」の実現に向けた取組を進める。

(iii 関連) 保健·医療(保健衛 生施設)	厚生労働省		調査を行い、復旧額が確定し、 交付申請があり次第、交付決 定を行う。	·保健衛生施設 等災害復旧費 (令和2年度当初 75百万円 ·保健衛近害 (令和2年度 費) (令和2年度 到 (令) (令) (令) (令) () () () () () () () () () () () () ()	〇東日本大震災により被害を受けた保健衛生施設等について、施設及び設備の復旧を支援することにより、地域住民の健康確保、疾病予防など公衆衛生の確保を図る。
(iii 関連) 障害児・者支援体制 の再構築	厚生労働省	○ 避難所等への障害福祉サービスの提供や他施設への受入れなどにより、障害福祉サービス提供体制を確保した。 ○ 障害のある方への支援について、自治体職員、保健師及び相談支援専門員等が避難所や自宅を巡回し、支援が必要な方については障害福祉サービスなどにつなげる取組を行った。 ○ 被災各県のニーズに応じて、非被災県とのマッチングを行い、介護職員等の派遣を行った。 ○ 被災した障害者等にかかる障害福祉サービス等の利用者負担を市町村が免除した場合、この利用者負担額について、国がその全額を財政支援した。	〇 被災地の事業所が復興期において安定した運営ができるよう、引き続き、福祉人材等のマンパワー確保のための支援や就労支援事業所の活動支援等を行う。 〇 必要に応じて、利用者負担の免除措置に対する国からの財政支援を継続して行う。	令和2年度予算 ・障害福祉サービス の再構築支援 147 百万円【復興特会】 ・障害者等災害臨 時特例補助金 15百万円【復興特 会】	〇 被災地における障害児・者に対する福祉サービスが円滑に提供できるようにする。

(ii イ関連) 医療従事者の確保	厚生労働	○ 医療従事者の確保については、これまで、「被災者健康支援連絡協議会」の協力により医療従事者の派遣の調整を行った。また、医療機関の人材確保支援にも活用できる地域医療再生基金について、震災以降、被災3県に合計1,635億円、茨城県に140億円を交付し、さらに、平成29年度には、福島県における医療機関の再開等を支援し、避難指示解除後の住民の帰還を促進するため、基金を拡充(236億円)した。	〇 各県が策定する復興計画 等に基づき、拡充した地域医療 再生基金のほか、平成26年度 から設置した地域医療介護機 での医療できるよう を研究ができるよう を行う。 の関の解除をして、 の 機関の は に おいて、 は は の に おい の に の に の に の に の に の に の に の に の に の	〇る画た金年地確引の続る〇つの避住すか定計続基する域と域にかの度域保き医的よい再難民るらす画き金るの地に地の度域保き医的うなて開指の必、るに地を、県医づ医から療金き従確援、は等示帰要福医基域通定生充生療、設介を被事が行島機援後促るが復引再支定生充基26た合、で継き。に関しの進と、興き生援す計し基6	〇 被災地で医療従事者ができる限り確保されるよう取り組む。
----------------------	------	--	--	---	-------------------------------

(iii 関連) 保健医療(専門人 材)	厚生労働省	* 平成20年3月 〜 よ関係団体(口本有護協会、主国保健    師長会及15日太寿護玄大学協議会)及15全国の白治体	〇 令和2年度においては、前 年度に引き続き、復興庁所(155 の被災者支援総合交付金(155 億円)のメニュー事業としており、長期間に おことしており、長期間を会しており仮設住宅での生活を支援 もなくされる被災者の健康を支援 は重要な課題であることからした は重要な課題であることとしている。	・被災者支援総合 交付金 155億円の	〇 被災地の保健活動等への支援を行うことにより長期にわたる避難所・仮設住宅での生活を余儀なくされた被災者の健康状態の悪化を防ぐことができる。
(iii 関連) 保健・医療(心のケア) 地域精神保健医療 の回復・充実		る程度で構成される心のグアテームが、保健師の活動等と連携をとって、避難所の巡回、被災者の自宅への訪問支援等を行ってきた。 〇 23年度3次補正予算により、岩手、宮城、福島の各県の障害者自立支援対策臨時特例基金に積み増しを行い、各県に「心のケアセンター」を開設し、そこを拠点とする心のケアの専門職による支援として、被災者に対する看護師、精神保健福祉士、臨床心理士等による仮設住宅、自宅への訪問支援等を行う事業を開始した。	〇 東日本大震災による被災 者の精神保健面の支援のたまる。 東日本保健面の支援の大震災ではよる相談支援の 東門職による相談支援のから、 東門職による「心の大変者である」の運営を通じて、 でする、自じて、 でする、 がながながながながながませる。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でする。 でがながながながながいのかがです。 でがながながながいのがです。 でがながながいのがです。 でがながながいのがです。 でがながながながながいのがです。 では、 では、 では、 でいる。 でい。 でいる。	で付金 155億円の 内数(被災者の心のケア支援事業) 【復興特会】 ・被災3県心のケア総合支援調査研究 等事業 260百万円 【復興特会】	〇 被災地で中長期にわたる継続的な心のケアを行うことにより、被災者の避難生活の長期化や生活再建プロセスでの対境変化に伴うストレスへの対応を行うことで、被災者への対応を行うことで、被災者の心のケアの充実を図り、心きの悪化を防ぐことができる。

(iii 関連) 災害時情報ネット ワークを駆使した人 工透析体制の確保	厚生労働省	労働省発総第11号)における個別疾病(人工透析)の災害応急対策に基づき、公益社団法人日本透析医会と連携を図り、災害時情報ネットワークシステムを駆使して被災・避難した人工透析患者の状況把握、受入透析医療機関の確保、広域搬送の調整等を行った。  ○ 平成23年度第3次補正予算では、公益社団法人日本透析医会災害情報ネットワークシステムの機能強化に必要な経費を計上し、災害時の透析患者の受入体制の充	握、受入透析医療機関の確 保、広域搬送の調整等を行っ	_	〇 本ネットワークの活用により、災害時の人工透析体制の確保の継続が期待出来る。
---	-------	--	-------------------------------	---	---

		(1)一部負担金・保険料の減免措置等 ①平成23年度の対応			
(iii 関連) 厚保金減免 制度の利措置	厚生省	○ 被災により被保険者証等を紛失した場合も、医療機関で、氏名、生年月日等を申し出ることにより、保険診療を受けることができることとした。(平成23年6月末日本ので、7月1日からは被保険者証が必要。)○ 震災により住宅が全半壊等した方や主たる生計維持者が死亡又は行方不明となった方、東京電力部の自動で、展覧の方などについて、震災後の1年間、医療保険の一部の方などについて、震災後の1年間、医療保険の一部の方などについて、震災後の1年間、医療保険の一部の方などについて、震災後の1年間、医療保険の一部の支援を行った。 震災により、従業員に対する報酬の支援を行った。 震災により、従業員に対する報酬のび事者として、保険者に対して国による財政支援を行った。 保険者に対して国による財の表別で、保険者の大き、等した世帯等の保険料の免除、保険者に対して、とは、下区域等にだし、日避難指示区域等(ただし、旧避難指示区域等にといて、医療保険の一部負担金の免除措置をの全額を、保険の一部負担金の免除措置をで、これに要した費用の全額を、保険の一部負担金のを開展をでは、平成24年9月末まで、平成26年9月末まで、医療保険・後期高齢者医療制度をにして、平成26年9月末まで、医療保険・後期高齢者医療制度をにより財政支援を行うこととした。 ○ その他の特定被災区域(※4)の被災者について、国民健康保険・後期高齢者医療制度をによれて、1世間のよりにおいて、1世間のよりに対して、1世間のよりに対して、1世間のよりによりによりによりに対して、1世間のよりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによりによ	〇び示て国療をしを政い〇等区民制一措り担要額し保加担(※6)命難3 のでは関係のには対象のにより、大変のの情報を発生して、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、、	制度の特別措置 3,791百万円【復興 特会】(令和2年	〇 期待される効果・達成すべき目標 ・被災者が必要な保険診療を受け、健康を保持できること ・ 医療保険財政の安定

また、その他の医療保険に加入の方は、加入する保険者 により、一部負担金が免除される場合があり、協会けん ぽでは、保険者の判断により、平成24年9月末まで、一部 負担金の免除を実施した。

(※1)①警戒区域、②計画的避難区域、③緊急時避難準備区域、④特定避難勧奨地点(ホットスポッ と指定された4つの区域等をいう。(いずれも解除・再編された場合を含む。)

(※2)平成25年度以前に指定が解除された①旧緊急時避難準備区域等(特定避難勧奨地点を含 む)、平成26年度に指定が解除された②旧避難指示解除準備区域等(田村市の一部、川内村の一部 および南相馬市の特定避難勧奨地点)、平成27年度に指定が解除された③旧避難指示解除準備区域 (楢葉町の一部)、平成28年度及び平成29年4月1日に解除された旧居住制限区域等(葛尾村の一 部、川内村の一部、南相馬市の一部、飯館村の一部、川俣町の一部、浪江町の一部及び富岡町の一 部)の4つの区域等をいう。

(※3)医療保険における高額療養費の上位2つの所得区分の判定基準等を参考に設定。 (※4)災害救助法の適用地域(東京都を除く)や被災者生活再建支援法の適用地域をいう。

## (2)医療機関等への配慮

- 医療機関等は、免除した一部負担金等を含め診療に |要する費用の全額(10割)を審査支払機関に請求できる こととした。
- 被災地の医療機関や被災者の方を数多く受け入れた |医療機関等について、医療法上の許可病床数を大幅に 超過して入院患者を受け入れた場合等であっても、診療 |報酬上、入院料の減額措置を行わないこととした。
- 保険医療機関、保険薬局の建物が全半壊等した場 合、これに代替する仮設の建物等において、引き続き当 該保険医療機関、保険薬局として保険診療等を実施でき ることとした。

(2)医療機関等への配慮 〇 被災地の医療機関につい ては、医療法上の許可病床数 を大幅に超過して入院患者の 受け入れを継続している場合 |も、診療報酬上、入院料の減額 措置を行わないこととしている。 これらの診療報酬の算定要件 の緩和措置は、特例措置解消 に向けての取組の進捗状況を 踏まえ、決定することとしてお り、中医協において宮城県につ いては、令和2年4月1日以降 も引き続き当該特例措置の利 用が必要であるとされたとこ ろ。なお、特例措置の利用につ いては、最長で令和3年3月31 日までとすることが決められて

いる。

(iv 関連) 地域コミュニティの再 生支援	少	9(301息円)とともに、事業の美施期间を平成20年度末ま	O 仮設住宅や災害公営住宅 等における被災者の生活支援 や高齢者等の孤立防止のた	被災者支援総合交	〇 被災者の孤立防止。生活の 主支援を必要とする被災者の 自立、安とと生活の支援。 〇 自治体やNPOなど関係者間の総合調整を図るとともに、 自治会福祉協議会や民生委員、自治会等の既存の組織・仕施 みを活用しながら事業を実施。
------------------------------	---	-------------------------------	--	----------	--

(v 関連) 里親制度の活用	厚生労働 省	〇 両親を亡くした児童の多くは親族とともに生活しており、親族里親制度も積極的に活用していただけるよう周知し、認定を推進した。 ※親族による里親の申請122件(児童168人)うち認定122件(児童168人)(平成29年3月現在) 〇 また、おじ・おばは里親手当が支給される養育里親に変更した(平成23年9月1日より)。 〇 両親を亡くした児童等について、家庭と同様の環境のもとで生活できるよう、引き続き里親制度を活用。	〇 引き続き、児童相談所の職員が、両親を亡くした子ども等への支援のため、親族による 里親の認定を推進する。	135,480百万円の内	〇 両親が死亡・行方不明である児童の健やかな成長と、将来の自立を図る。
(v 関連) 子どもの心のケア等	厚生労働	庭総合研究所が「東日本大震災中央子ども支援センター」を設置、同センターの下に関係団体が協働して支援活動を展開するための「東日本大震災中央子ども支援センター協議会」を設立した。  〇 被災した子どもへの支援強化及び長期化する避難生	活支援対策等支援事業」については、より効果的な被災者支援を実施できるよう、被災者の健康・生活支援に関する基幹的事業を一括した「被災者支援総合交付金」における事業として実施(復興庁において一括交付金措置)。	算 被災者支援総合交付金 15,500	〇被災地の子どもが健やかに 成長できるよう、きめ細やかな 対応を図る。

(vi 関連) 被災した生活衛生関 係営業者への支援 (②(iv)、(3)⑦ (i)にも関係)	厚生労働 省	〇 (株)日本政策金融公庫による東日本大震災復興特別貸付による支援及び補助金等を活用し、訪問理容・美容や仮設店舗における営業など被災生活衛生関係営業者の1日も早い事業再開を支援。 ・生活衛生同業組合等に対する補助 交付決定10件(平成27年度のみの事業) ・東日本大震災復興特別貸付 貸付件数3,804件(令和2年3月末までの累計)	<ul><li>○ 東日本大震災復興特別貸付による被災した生活衛生関係営業者等への支援。</li></ul>	·株式会社日本政 策金融公庫出資金 令和元年度予算 329百万円 令和2年度予算 423百万円 【復興特会】	生活衛生関係営業者の自立
(ii イ関連) 自殺対策の推進	厚生労働省	ける対応も召めた併修を美施した。  ○ 今国中処計集主管理目集会業において 東口大士	〇 引き続き、地域自殺対策緊急強化基金等を通じて、被災地を含めた地域における自殺対策を支援する。		〇 東日本大震災の影響も含めた経済情勢の変化や社会不安の増大による自殺の増加という深刻な事態の招来を予防する。

(i 関連)被災地における林業・木材産業の復興	農林水産省	○ 仮設住宅等の復旧資材確保のため、木材加工流通施設の復旧を支援。平成23年度から、被災した115か所のうち41か所に支援し、支援した箇所は、全て復旧済み。 ○ 被災した林業者等の経営再建のための金融支援を実施。 ○ 雇用主と就業希望者双方の不安を解消するための就業相談会及びトライアル雇用を実施するとともに、被災者の円滑な就業を支援するため、新規林業就業者への研修等を支援(平成24~26年度)。 ○ 地域材を活用した、地域の文化や気候風土に調和した木造住宅等の建設を促進するための住宅づくり相談会、見学会、講習会等の取組、リーズナブルな住宅の開発・普及を支援。 ○汚染状況重点調査地域の森林整備に係る作業システ	から川下まで一体となった対策を支援。 〇 震災復興に向けて、汚染状況重点調査地域における放射性物質の影響を考慮した森林整備に係る作業システムの導	・災対和2年後後、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	〇 持続可能な森林経営の確立を図るとともに、復興住宅等への地域材利用を推進し、被災地域の林業・木材産業の復活を図る。
-------------------------	-------	---	---	---	--